

▼その他の必要な手続き（各地域庁舎市民福祉課でも手続きができます）

対象者	異動手続きに必要なもの（必ず印鑑をお持ちください）			窓 口
	転出するとき	転入したとき	市内で転居したとき	
国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方、福祉医療証をお持ちの方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険証</li> <li>○国保限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>○国保高齢受給者証</li> <li>○後期高齢者医療保険証</li> <li>○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>○国保または後期高齢者医療特定疾病療養受療証</li> <li>○重度心身障害(児)者医療⑧・子育て支援医療⑦・ひとり親家庭等医療⑨の医療証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世帯主の印鑑</li> <li>○健康保険証</li> <li>○所得・課税証明書</li> <li>○後期高齢者医療の負担区分証明書（県外からの転入の場合、前に住んでいた市区町村で発行されたもの）</li> <li>※⑧・⑦・⑨の該当要件は市区町村で異なります。詳しくは窓口へ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険証</li> <li>○国保限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>○国保高齢受給者証</li> <li>○後期高齢者医療保険証</li> <li>○後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証</li> <li>○⑧・⑦・⑨の医療証</li> <li>※世帯内変更で、世帯主または続柄が変わったときも同じ。</li> </ul>	<p>本所国保年金課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国保医療担当 ☎内線124</li> <li>○後期高齢者医療担当 ☎内線126</li> </ul>
<p>【共通】 ○対象者及び世帯主のマイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類（詳しくは市HP「国保の手続き」をご覧ください）</p> <p>※届出によっては世帯主の印鑑（認印）が必要な場合あり（シャチハタ印等は不可）。</p>				
国民年金に加入している方	<p>【共通】 ○年金手帳</p>	○年金証書	○年金証書	<p>本所国保年金課</p> <p>☎内線113</p>
介護保険証をお持ちの方	○介護保険証	○介護保険受給資格証明書（介護認定を受けていた方）	○介護保険証	<p>本所長寿介護課</p> <p>☎内線187</p>
児童手当を受給している方	○受給者の印鑑	<ul style="list-style-type: none"> <li>○預金通帳</li> <li>○健康保険証</li> <li>○受給者及び配偶者の所得・課税証明書</li> <li>○マイナンバーカードまたは通知カード</li> </ul>	届出は不要です	<p>本所</p> <p>子育て推進課</p> <p>☎内線151</p>
児童扶養手当を受給している方	<p>【共通】 ○児童扶養手当証書</p>	○マイナンバーカードまたは通知カード		
障害者手帳等、自立支援医療受給者証、障害福祉サービス受給者証をお持ちの方	<p>特になし</p> <p>※新住所地に変更の届出をしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康保険証</li> <li>○所得・課税証明書</li> <li>○身体障害者手帳</li> <li>○療育手帳</li> <li>○精神障害者保健福祉手帳</li> <li>○自立支援医療受給者証</li> <li>○マイナンバーカードまたは通知カード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者手帳</li> <li>○療育手帳</li> <li>○精神障害者保健福祉手帳</li> <li>○自立支援医療受給者証</li> <li>○障害福祉サービス受給者証</li> <li>○マイナンバーカードまたは通知カード</li> </ul>	<p>本所福祉課</p> <p>☎内線137</p>
犬を飼っている方	<p>特になし</p> <p>※新住所地に鑑札をお持ちの上、変更の届出をしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前住所地での鑑札</li> <li>※鑑札を紛失の場合は、再交付扱いとなり、1,600円の手数料が必要です。</li> </ul>	お持ちいただくものはありませんが、届出が必要です	<p>健康課</p> <p>（にこ♥ふる）</p> <p>☎内線362、☎25 - 2731</p>

※国保加入と同時に、市外へ転出している学生も国保に加入する場合は、在学証明書と住所を確認できる書類の提出が必要です。

●進学で市外へ転出したとき

▼必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・在学証明書（入学前の場合は、合格通知書で手続きができますが、後日、在学証明書の提出が必要）

※学生用の保険証の有効期限が切れる場合は、期限の延長や資格をなくす手続きが必要です。

国民年金の手続き

問本所国保年金課☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

●職場の厚生年金や共済組合に加入したとき

▼必要なもの

- ・職場の健康保険証

- ・印鑑
- ・年金手帳

●職場の厚生年金や共済組合を離脱したとき

▼必要なもの

- ・雇用保険被保険者離職票など離職年月日を確認できるもの
- ・印鑑
- ・年金手帳
- ※扶養している配偶者（60歳未満）がいる方は併せて届出が必要です。

## 転入・転出手続きガイド

進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなるこれからの季節。忘れずに転入や転出の手続きをしましょう。

### 市役所への届出

引っ越しの際は、住民異動届（転入・転居・転出）の提出が必要です。手続きの際は、異動届を提出する（窓口に来庁する）方の本人確認書類をご提示ください。

※本人確認書類…運転免許証またはマイナンバーカード（個人番号カード）等。

問本所市民課 ☎内線111または各地域庁舎市民福祉課へ

#### ●転出するとき

本市から他の市区町村へ引っ越しする場合、転出証明書を発行します。

転出予定日の14日前から手続きができます。

##### ▼必要なもの

- ・印鑑登録証（登録をしている方）
- ・マイナンバーカード（お持ちの方）
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・国民健康保険証（加入している方）
- ・後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・年金手帳（お持ちの方）
- ・介護保険証（お持ちの方）

※新住所地に引っ越した日から14日以内に転入手続きをしてください。

#### ●転入したとき

他の市区町村から本市に引っ越しした方は、住み始めた日から14日以内に手続きをしてください。

##### ▼必要なもの

- ・前に住んでいた市区町村からの転

出証明書

- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
- ・世帯主の印鑑（国民健康保険に加入する方）
- ・後期高齢者医療保険の負担区分証明書（県外からの転入の場合で、前に住んでいた市区町村で発行されたもの）
- ・年金手帳（お持ちの方）、年金証書（年金を受給している方）
- ・前に住んでいた市区町村からの介護保険受給資格証明書（介護認定を受けていた方）

#### ●市内で転居したとき

転居した日から14日以内に届出をしてください。

##### ▼必要なもの

- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・住民基本台帳カード（お持ちの方）
- ・在留カードまたは外国人登録証（外国籍の方）
- ・国民健康保険証（加入している方）
- ・後期高齢者医療保険証（加入している方）
- ・年金手帳（お持ちの方）、年金証書（年金を受給している方）
- ・介護保険証（お持ちの方）

#### ●世帯内に変更があったとき

世帯主が変わるなど、世帯の中で変更があった場合、14日以内に届出

をしてください。

##### ▼必要なもの

- ・国民健康保険証（世帯で加入している全員分）

以上のような異動届のほか、福祉医療や児童手当等の届出も必要です。手続きをしないと、給付を受けられなくなることがあるので、受給している方は、右ページの表をご覧ください。忘れずに手続きをしてください。

### 上下水道部への届出

水道を使わなくなっても、届出をしないと、引き続き水道料金がかかります。次のような場合は、3日前（土曜・日曜日、祝日を除く）までにご連絡ください。

▷水道を使用しなくなるとき

▷新たに水道を使用するとき

▷使用者、所有者が変わるとき

※所有者変更以外は、電話で受け付けます。

問上下水道部総務課 ☎23 - 7609

※4月からお客さまセンター。詳細は本号11ページ。

#### ●転居で口座振替を継続するとき

市内または三川町に転居して、引き続き同じ金融機関の口座振替を希望する場合は、ご連絡ください。

なお、新たに口座振替を申し込む場合や、口座を変更する場合は、市内または三川町の金融機関で手続きをしてください。

問上下水道部総務課 ☎23 - 7610

※4月からお客さまセンター。

## 国民健康保険と国民年金の切替え手続き

※このほかの場合は本号9ページ。

就職、転職、離職等をした方は、次の場合に手続きが必要です（対象者及び世帯主〈国民年金の場合は不要〉のマイナンバーカードまたは通知カード、本人確認書類が必要）。

### 国民健康保険の手続き

問本所国保年金課 ☎内線124または各地域庁舎市民福祉課へ

#### ●職場の健康保険に加入したとき

##### ▼必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・国保高齢受給者証
- ・職場の健康保険証
- ・福祉医療証



#### ●職場の健康保険を離脱したとき

##### ▼必要なもの

- ・健康保険の離脱証明書または離職票
  - ・世帯主の印鑑
  - ・福祉医療証
- ※国保加入日は、職場等の健康保険を離脱した日です。

## 市政



### 市役所本所の一部窓口を休日開設・時間延長します

春は転勤や入学などの異動の手続きで市民課等の窓口が混雑するため、一部窓口を休日開設・時間延長します。

▼休日開設・時間延長日 ▼休日開設

：3月26日①、4月1日②・2日③午前8時30分～午後5時15分 ▼午後7時まで時間延長(子育て推進課は除く)：3月27日④～31日⑤、4月3日⑥～7日⑦

### ▼該当窓口と取扱業務

窓口	業務
市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民異動手続きに関する届出</li> <li>○戸籍・住民票・印鑑・所得・課税等の各種証明</li> <li>○印鑑登録</li> </ul> <p>※取扱いきない業務：住民基本台帳カード・マイナンバーカードの転入の届出、住民基本台帳ネットワークを利用した手続き(マイナンバーカードの交付や広域交付住民票発行等)、電子申請、パスポート、船員手帳、納税証明。</p>
子育て推進課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当の各種届出・手続き</li> </ul>
国保年金課	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療(子育て支援医療証等)・国民年金の各種届出・申請等</li> </ul>

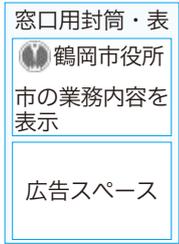
問本所市民課☎内線111、本所国保年金課☎内線124、本所子育て推進課☎内線150

### 住居の写し等の各種証明書を発行するために使用する 広告入り窓口用封筒 寄附者募集

■規格・予定数量 ①角型2号程度(A4判の用紙が入る大きさ)：7万枚 ②角型6号程度(A5判の用紙が入る大きさ)：2万枚 ■封筒の表示 広告スペースは封筒の表面及び裏面の下部40%以内、市章・市の業務内容を表示

■設置期間 8月1日⑧～来年7月31日⑨

■設置場所 本所市民課及び各地域庁舎市民福祉課の窓口、その他市長が指定する場所



鶴岡市 鶴岡市広告入り 窓口用封筒の寄附に関する取扱要領を確認の上、3月17日⑩～31日⑪に窓口用封筒寄附申込書(関係書類を添付)を本所市民課☎内線158へ 他市HP

### 平成28年鶴岡市消防本部管内 火災・救急の概要

▼総出火件数と損害額は過去最少。住宅火災が増加 総出火件数は36件で統計を取り始めた昭和48年以降最少です。しかし、住宅火災は15件で過去5年間のうち2番目に多いです。火災による損害額は4,011万円で、前年より6,350万2,000円減です。同死者は1人で前年より1人減、負傷者は5人で前年より2人増です。

▼出火原因第1位は「こんろ」 出火原因は「こんろ」が5件で最も多く、次いで「ストーブ」が4件です。そのうち住宅火災の出火原因は、「こんろ」が4件、次いで「ストーブ」「たばこ」が各3件です。▼火災から命を守るために全ての寝室等に住宅用火災警報器を設置しましょう

▼救急出動件数は1日平均15・5件 救急出動件数は5,580件で、前年より97件減です。救急車で搬送された人員は5,282人で前年より81人減です。搬送の事故種別では、「急病」が3,564人で全体の67・5%を占め、次いで「一般負傷」が680人、「交通事故」が388人です。

年	出火件数 (うち住宅)	救急出動件数
H24	50(12)	5,745
H25	54(20)	5,672
H26	49(11)	5,882
H27	46(10)	5,677
H28	36(15)	5,580

問消防本部☎22・8330

### 福祉・年金・医療



### 介護保険事業計画等の策定のための調査にご協力ください

介護保険制度では3年ごとに介護保険事業計画を策定し、介護サービスの必要見込み量や介護保険料等を見直しています。平成30年度～32年度を計画期間とする第7期同計画を策定するため、地域の課題や必要なサービスを把握・分析することを目的とした調査を行います。3月中に次の方へ調査票が届きますので回答にご協力ください。

①要介護・要支援の認定を受けている方または要介護認定を受けていない高齢者で無作為抽出された方 問本所長 寿介護課☎内線190

### 人工透析を受けている方に 通院交通費を助成します

①本市に住居登録があり、腎臓機能障害による身体障害者手帳をお持ちの方 ②人工透析療法を受けるため交通機関(自家用車を含む)を利用して通院している方 ③本人及び同居世帯の生計中心者が所得税を課税されていない方 ④生活保護等で通院交通費の給付を受けていない方 ⑤助成額 通院交通費として実際にかかった額と交付基準額のうち、低い方の額 ⑥3月31日⑩まで申請書・通院報告書と領収書(タクシー等を利用した方のみ)を本所福祉課☎内線137または各地域庁舎市民福祉課へ

### 平成29年度分福祉タクシー 券・福祉給油券の交付

対象者へ申請書をお送りしています。希望の方は申請書に必要事項を記入し、必ず押印の上、投かんしてください。届かない・紛失した・新たに対象になつた方はお問い合わせください。 ①身体障害者手帳1級～3級 ②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳1級 問本

所福祉課☎内線136または各地域庁舎市民福祉課へ

## 国民年金保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。納め忘れた期間があると、年金が減額されたり、万一のとき、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなったりすることもあるので、忘れずに納めましょう。

▼保険料の免除・納付猶予等 保険料の一部免除（4分の3・半額・4分の1免除）の承認を受けた期間は、一部納付保険料を納めない、年金の受給資格期間には含まれず、受け取る年金額にも反映されません。また、納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間は、年金の受給資格期間には含まれませんが、受け取る年金額には反映されません。このため、将来、受け取る年金額を増やすために、免除や納付猶予を受けた期間の保険料を、10年前の分まで遡って納付（追納）することができません。ただし、納付対象月の属する年度の翌々年度を過ぎると、加算金が付きますのでご注意ください。

▼口座振替を利用すると納め忘れがありません 預金通帳・預金通帳届出印鑑・国民年金納付書をご準備の上、金融機関窓口や鶴岡年金事務所にお申し込みください。口座振替でその月の保険料をその月の月末に納付すると、月額50円割引となる早割制度があります。クレジットカードで納付できる制度や

保険料が割引される前納制度もあります。

▼保険料の後納制度は平成30年9月まで 過去5年間に納め忘れた保険料を納付することができる後納制度は、将来受け取る年金額を増やしたり、年金を受給できなかった方が、保険料を納付することで受給できたりする場合があります。この制度が利用できるのは、平成30年9月末日までです。既に後納制度を申し込んだ方は納付書記載の使用期限まで納付をお願いします。

☎鶴岡年金事務所☎23・5040、本所国保年金課☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

## こんなときは国民年金の加入、変更の手続きを

- ▼会社員とその配偶者（加入者）  
被用者年金をやめたとき ①本人・配偶者の退職年月日を証する書類（離職票等）、年金手帳、印鑑 ▼配偶者の扶養から外れたとき ②扶養から外れた日を証する書類、年金手帳、印鑑
- ▼学生、無職の方、自営業者の方等  
▼被用者年金に加入していない方が20歳になったとき ③日本年金機構 ▼転入・転出・転居で住所や氏名が変わったとき ④年金手帳、年金証書、印鑑 ▼被保険者が死亡したとき（死亡一時金・遺族基礎年金を請求できる場合あり）、国外転出や年金受給額を増やすために任意加入するとき（☆☆）、保険料の納付が困難なとき（学生納付特例や免除申請をするとき）（☆☆） ⑤年金手帳、印鑑

▼共通 ⑥14日以内に（☆☆）は速やかに）本所国保年金課☎内線114または各地域庁舎市民福祉課へ ⑦追加の書類が必要な場合あり。本人以外の手続きは委任状が必要

## 救急医療機関を受診するときの心掛け

尊い命を救う救急医療が適切にそして迅速に行われるよう、「かかりつけ医」「荘内病院などの二次医療機関」「休日夜間診療所」は、それぞれの役割を果たしながら地域医療を支えています。重症・重篤患者等が安心して救急医療を受けることができるよう、市民の皆様も、適切な救急受診について、次のことを心掛けましょう。

▼具合が悪いときは、夜間や休日まで我慢せず「通常の診療時間内」に早目に「かかりつけ医」で受診しましょう  
▼脳卒中は治療の遅れが命に関わります。急に、呂れつが回らない、顔の半分がゆがむ等の症状のときは、すぐに救急受診しましょう

▼夜間や休日に軽症で受診するときは、「休日夜間診療所」を利用しましょう  
⑧健康課（にこふる）内「鶴岡地区救急医療対策協議会」事務局☎内線361

## ライナックでの放射線治療を再開します

荘内病院では、がん診療等に利用する放射線治療装置の設備更新が終了し、最新の機器を導入し3月1日⑨から放射線治療業務を再開します。治療に際

しては、主治医へ相談してください。☎同院医事課☎26・5111

## 子育て・教育

子供の携帯電話にはフィルタリングの設定を！

子供に携帯電話・スマートフォンを持たせる場合は、フィルタリング（インターネット上の有害サイトへのアクセスを制限する機能）を設定しましょう。また、インターネットに接続可能な携帯ゲーム機や音楽プレイヤー等についても、フィルタリングの設定をお勧めします。

▼携帯電話・スマートフォンは、利用目的・方法・時間・料金等を家族でよく話し合って利用しましょう  
☎青少年育成センター☎25・2019

## 生活

湯田川コミュニティセンターに多目的ホールを増築しました

■利用開始日 4月1日⑩ 費午前：2、500円 午後：3、700円 夜間：6、400円 全日：1万2、000円（企業や湯田川地区外の団体等が使用する場合等） ⑪本所コミュニティ推進課☎内線121

## 黒川橋の通行を制限します

黒川橋が老朽化したため、車両の通



行を規制します。ご理解とご協力をお願いいたします。

■規制開始日時 3月31日(金)午前10時  
■規制内容 二輪車、軽車両を除く全ての車両の通行禁止 〇南都建設事務室(朝日庁舎) ☎内線348

### 市営住宅の入居者を募集

住宅名	間取り等	戸数
ちわら住宅	3DK (子育て向け)	3
美原住宅	3階・3DK	1
美原住宅	3階・3DK	1
稲生住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
稲生住宅	3階・2LDK	1
東部住宅	1階・3DK (高齢・障害者向け)	1
東部住宅	3階・3DK	1
大西住宅	2階・3DK	1
大西住宅	1階・2DK (高齢・障害者向け)	1
黒羽	ふしなみ住宅 (藤島)	1
黒羽	平屋・3LDK (子育て向け)	1
温海	紅葉岡住宅	1
温海	3階・3DK	1
温海	3階・3DK	1

■入居時期 5月中旬以降 〇3月1日(水)～16日(水)に本所建築課☎内線483または各建設事務室(羽黒・温海庁舎)へ

### 市民の皆さんのご参加をお願いします 鶴岡地域春の清掃クリーン作戦&側溝清掃

〇4月9日(土)：第二・第三学区 16日(土)：第一・第五学区 23日(土)：第四・第六学区  
▽クリーン作戦 3月26日(土)：

西郷地区 4月9日(土)：黄金・京田・栄・上郷地区、小波渡自治会 16日(土)：斎・田川・三瀬・大泉・湯野浜地区、堅吾沢自治会 23日(土)：湯田川・由良地区 5月7日(土)：加茂・大山区  
■ごみ等の回収・運搬  
▽クリーン作戦 第一～第六学区：当日午後 他の地区：翌日から2日以内  
▽側溝清掃 2日以内 〇▽クリーン作戦：廃棄物対策課☎内線677  
▽側溝清掃：本所土木課☎内線448

### 公共下水道事業負担金

公共下水道鶴岡地区内の次の対象区域について、平成29年度から新たに公共下水道事業負担金を納めていただきます。4月に対象区域内の土地を所有する方へ公共下水道事業受益者申告書を送付します。

■対象区域：大山区、友江地区、加茂地区、白山地区、井岡地区、岡山区、谷定地区、湯田川地区、藤沢地区、青龍寺地区、馬町地区、下川地区の各一部 〇上下水道部下水道課☎25・5860内線453

### 水道メーター取替えの予定時期と地区

水道メーターは法律によって使用期限(8年間)が定められているため、定期的に取替えを実施しています。  
〇4月～12月 〇▽鶴岡地域：三光町、双葉町、余慶町、茅原、陽光町、稲生一丁目・二丁目、日吉町、新海町、西新斎町、山田、小淀川、寺田、中清水、

清水新田、覚岸寺、荒井京田、小京田、播磨、辻興屋 〇▽藤島地域：新町、上藤島、添川、和名川、砂塚、幕野内、大半田、柳久瀬 〇▽羽黒地域：古墓町、上長屋町、桜小路、下長屋町、坂ノ下、戸野、中里、町屋、染興屋、川行、金森目、鎌田、小増川、山荒川 〇▽櫛引地域：丸岡、三千刈 〇▽朝日地域：大網 〇▽温海地域：山五十川、湯之里、早田 〇〇上下水道部総務課☎23・7609 〇他予定地区以外でも取替えを実施する場合があります

### 平成29年度水質検査計画を公表します

安全・安心な水道を利用していたために、水質検査の方針、検査項目・頻度、採水場所等を定めた同計画を市HPに掲載しています。同計画へのご意見等がある方は、上下水道部水道課☎23・7732へご連絡ください。

### その他

#### 3月は「自殺対策強化月間」 大切な「こころ」と「いのち」のために

本市では平成17年～26年の10年間で394人の大切な命が自殺で失われています。自殺の多くは様々な悩みや問題を一人で抱えるうちに複雑化し、心理的に追い詰められた状態から起こるといわれています。  
春は進学や就職、異動など生活環境の変化によって体や心の調子を崩しやすい時期です。掛け替えない大切な

「こころ」と「いのち」のために身近な人が悩んでいたなら、勇気を出して声を掛けてみませんか。

▼一人で悩まず相談を 誰かに相談することで解決できる問題もあります。解決が困難なことでも一緒に考える人がいることで気持ちが楽になることもあります。気軽に相談ください。

▼市の相談窓口 健康課(にこふる)☎内線364または各地域庁舎市民福祉課へ

▼心の健康・悩み等に関する相談窓口

▽山形いのちの電話☎023・645・4343(午後1時～10時) 〇▽庄内保健所地域保健福祉課☎66・4931 〇▽こころの健康相談統一ダイヤル☎0570・064・5556(月曜～金曜日午前9時～午後5時) 〇▽心の健康相談ダイヤル☎023・631・7060(月曜～金曜日午前9時～午後5時) 〇▽山形県立こころの医療センター内「心の悩み電話相談室」☎22・3991(毎週火曜日午前10時～正午) 〇▽心の健康インターネット相談(山形県精神保健福祉センターHP)

### 雪崩に注意!!

融雪期は降雨や気温上昇によって、雪崩が発生しやすくなります。外出の際は、気象情報等に留意し、事故に遭わないようにしましょう。また、山の斜面の雪割れ(クラック)等の前兆現象や変化に気付いたときは、安全な場所へ避難し、本所防災安全課☎内線199へご連絡ください。

## 愛称は「タクト鶴岡」

☎社会教育課（櫛引庁舎）☎57 - 2139

新文化会館の愛称は、応募総数1,714件の中から「タクト鶴岡」に決まりました。ご応募いただきました皆さん、1次選考にご協力いただきました市内高校等の生徒会の皆さん、ありがとうございます。

●愛称  
タクト鶴岡

《完成イメージ図》



●名称の意味  
Tsuruoka [鶴岡] Art [芸術] Culture [文化] Terrace [集う場所]の頭文字「TACT(タクト)」と、指揮棒のタクトに由来。鶴岡の芸術文化が集う場所になり、鶴岡の芸術文化を指揮し、まとめ奏でていくようにとの思いが込められています。

●採用作品応募者  
池永一広さん（大阪府）

## 上下水道部お客さまセンターが開設

☎上下水道部総務課☎23 - 7731

4月1日、上下水道部庁舎内に「鶴岡市上下水道部お客さまセンター」が開設します。名義変更や使用開始・中止、料金など上下水道に関する申込みや問合せについて、総合的に1つの窓口で取り扱い、水道サービスの更なる向上に努めます。



### ■お客さまセンターの概要

- ◎運営者 鶴岡上下水道サービス合同会社
- ◎所在地 鶴岡市上下水道部庁舎内（市内のぞみ町2 - 10）
- ◎業務時間 午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜日、祝日、年末年始は休み）
- ◎業務内容
  - ①上下水道料金の請求・収納・問合せ
  - ②水道の使用開始・中止・名義変更の受付
  - ③水道の開・閉栓作業
  - ④メーター検針・交換作業

マイナンバーカードによるコンビニエンスストア(コンビニ)交付サービス

## 住民票の写し等の証明書をコンビニで取得できます

☎本所市民課☎内線116または各地域庁舎市民福祉課へ

コンビニに設置しているマルチコピー機からマイナンバーカード（個人番号カード）を使って各種証明書を取得できるサービスが、2月1日に始まりました。市役所が開庁していない早朝や深夜、休日にお近くのコンビニで利用することができます。

### ▼利用できる方…次の全てに当てはまる方

- ①本市に住民登録がある
- ②マイナンバーカードを持っている
- ③マイナンバーカードに「利用者証明用電子証明書」が記録されている

### ▼利用に必要なもの

マイナンバーカードと数字4桁の利用者証明用電子証明書暗証番号、交付手数料

### ▼利用できるコンビニ

マルチコピー機を設置している国内のセブンイレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、

セブオン

### ▼マルチコピー機の操作の流れ

- ①画面で「行政サービス」を選択
- ②画面の案内に従ってタッチパネルを操作
- ③交付手数料を入金



### マイナンバーカードの交付を受けてぜひご利用ください

- 申請 マイナンバーの通知カードと一緒に届いたマイナンバーカード申請書で申込みください。住所等に変更があった場合は新しい申請書が必要です。
  - 交付 申請から約1か月後にハガキで交付通知書が自宅に届きます。交付を希望する日を電話等で予約し、市役所の窓口へお越しください。
- ※コンビニ交付サービスはマイナンバーカード交付の翌日（土曜・日曜日、祝日の場合は翌平日）から利用できます。

### 取得できる証明書は次の5つです

取得できる証明書	交付手数料	利用時間※1	取得できる範囲 [要件]
現在の住民票の写し	1通400円	午前6時30分～午後11時	本人分、本人と同一世帯員分
印鑑登録証明書			本人分 [本市で印鑑登録している]
平成28年度の所得・課税証明書※2			本人分 [28年1月1日日本市に住民登録がある]
現在の戸籍全部(個人)事項証明書	1通450円	土曜・日曜日、祝日を除く平日	本人分、本人と同一戸籍者分 [本市に住民登録と本籍がある]
現在の戸籍の附票の写し	1通400円	の午前9時～午後5時15分	

※1 年末年始（12月29日～1月3日）や保守点検日（不定期）は利用できません。

※2 平成29年度の所得・課税証明書は29年1月1日日本市に住民登録のある方が6月15日④以降に取得できます。